

まくべつとちゅうるいの 新しいまちのすがた



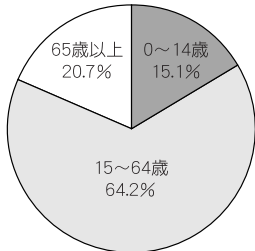
幕別町・忠類村合併協議会は、2町村が合併した場合の新しい町の姿について、協議を行ってきました。これまで行ってきた内容について説明会を開催いたしますので、住民のみなさんのご意見や考えをお聞かせいただきたいと思います。多くのみなさんの参加をお待ちしています。

誕生といまのすがた



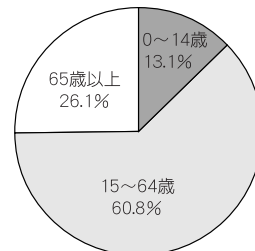
幕別町

人口：25,682人
世帯数：9,968世帯
面積：340.46km²



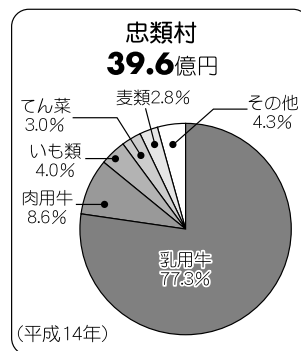
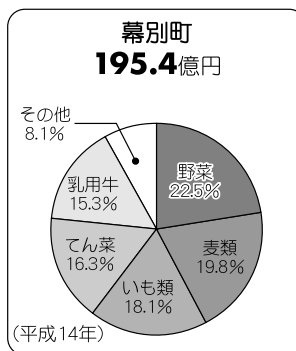
忠類村

人口：1,865人
世帯数：735世帯
面積：137.54km²



(平成16年12月末日現在住民基本台帳人口)

農業産出額



ついで

- 合併の必要性……………4ㄱ
- これまでとこれから……………5ㄱ
- 財政シミュレーション……………6ㄱ～7ㄱ
- 合併による効果……………8ㄱ～9ㄱ

新しいまちのすがた

- 基本的な項目……………10ㄱ
- 議会議員・農業委員会委員・特別職……………11ㄱ
- 行政区・町名……………12ㄱ
- 地方税……………13ㄱ
- 国民健康保険税……………14ㄱ
- 上下水道……………15ㄱ
- 使用料・手数料……………16ㄱ
- 保健・医療……………17ㄱ～19ㄱ
- 福祉……………20ㄱ～24ㄱ
- 教育……………25ㄱ
- 産業……………26ㄱ
- 慣行・広報・消防……………27ㄱ

忠類村

忠類村の開拓は、明治27年、群馬県人岡田新三郎が丸山南麓に単身で入植し、始まりました。同30年1月十勝支庁の管轄と同時に、広尾郡を管轄する当縁村役場が大樹市街に置かれました。

同39年4月に2級町村制施行で当縁村が廃止され、大字茂寄村、歴舟村、大樹村を併合して茂寄村と改称し、現在の広尾町に村役場を設置しました。

大正15年に広尾村と改称し、昭和3年10月広尾村から分村して大樹村が誕生。同24年8月に大樹村から分村し、現在の忠類村になりました。

幕別町



幕別町

幕別町は、明治13年、十勝外4郡戸長役場が大津村に設けられ、幕別地方はその管轄となったことで開拓が始まりました。同15年宮城県人細谷十太夫が止若に居住したのが和人入地の始まりです。

その後、富山、徳島、岡山の各県から団体移住をする者が多くなり、同30年6月には大津村戸長役場の所管を離れ、幕別外六か村戸長役場が猿別に設けられました。この年が幕別町の開基1年目で、同38年の鉄道開通に伴い町の中心が現在の幕別市街に移動しました。

昭和21年町制が施行され、翌年池田町より新川地区を編入、同23年に勢雄、弘和の一部を更別村に分轄し、現在の行政面積になりました。

忠類村

観光客入込客数(平成14年度)



幕別町**38.5**万人



忠類村**4.4**万人

商業年間販売額(平成14年)



幕別町**334**億円



忠類村**18**億円

合併の必要性

1. 地方分権と協働のまちづくりへの対応

地方分権の推進により、これまで以上に地方自治体の自己決定、自己責任能力が問われており、その能力の違いが、行政サービスの違いや地域活力などに直接的に影響することが予想されます。このため、住民の多様なニーズや地域の特性に対応して自らの責任と判断で決定し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくために、行政能力の向上とともに、住民と行政の協働によるまちづくりの推進が求められています。

2. 少子高齢化への対応

少子化による年少人口や生産年齢人口の減少は、経済にマイナスの影響を与え、高齢化の進行は、医療、福祉等の社会保障関連経費の増大につながり、町村の財政事情は一層厳しく、行政サービス水準の維持が難しくなることが予想されます。このため、少子高齢化に対応した保健・医療・福祉などのサービスが受けられる体制づくりなど、安心して子育てができる環境づくりや高齢者等が健やかに暮らせる地域づくりを進めることが必要となっています。

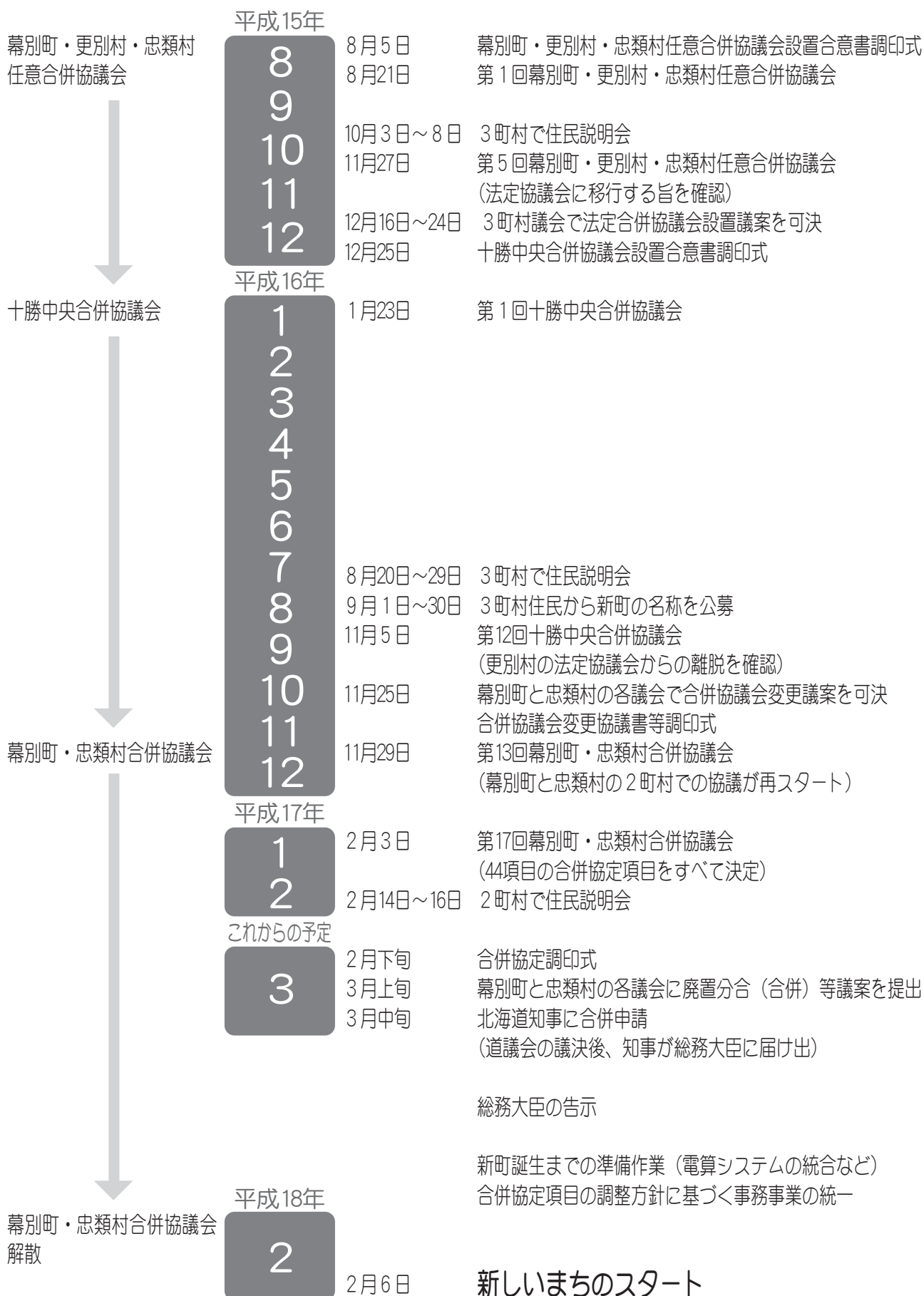
3. 厳しい財政運営への対応

国、地方の財政は、長引く景気の低迷による税収の落ち込みなどにより、極めて厳しい状況にあり、また、町村の財政は、近年の地方交付税や国等の補助金の急激な削減により、厳しい財政運営を余儀なくされ、この傾向は、今後も続くことが予想されています。このため、計画的な行財政改革の徹底と、適切な事業選択や受益と負担の適正化による財源の確保など、より一層効率的な行財政運営が求められています。

4. 競争と連携への対応

地域間競争、産地間競争など、地域が競い合う社会に変化してきています。このため、こうした競争に勝ち残り、個性豊かなまちづくりを実現していくためには、広域的な観点に立ち、これまでにつちかったノウハウや資源の共有化、地域ブランドの確立等、多面的な連携を図っていくことが必要となっています。

これまでとこれから



財政シミュレーション

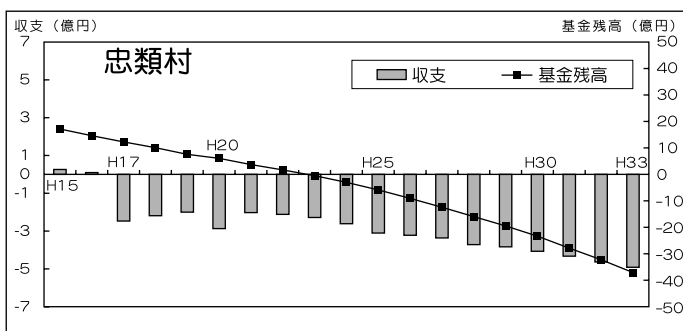
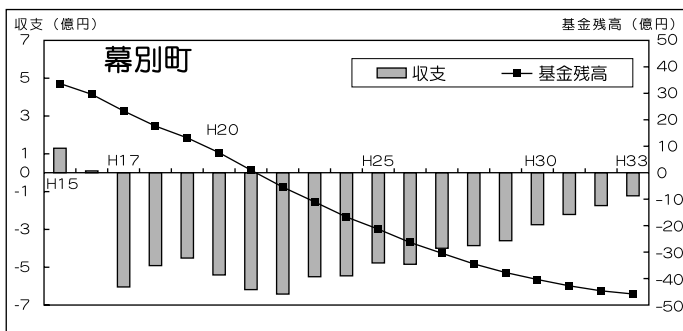
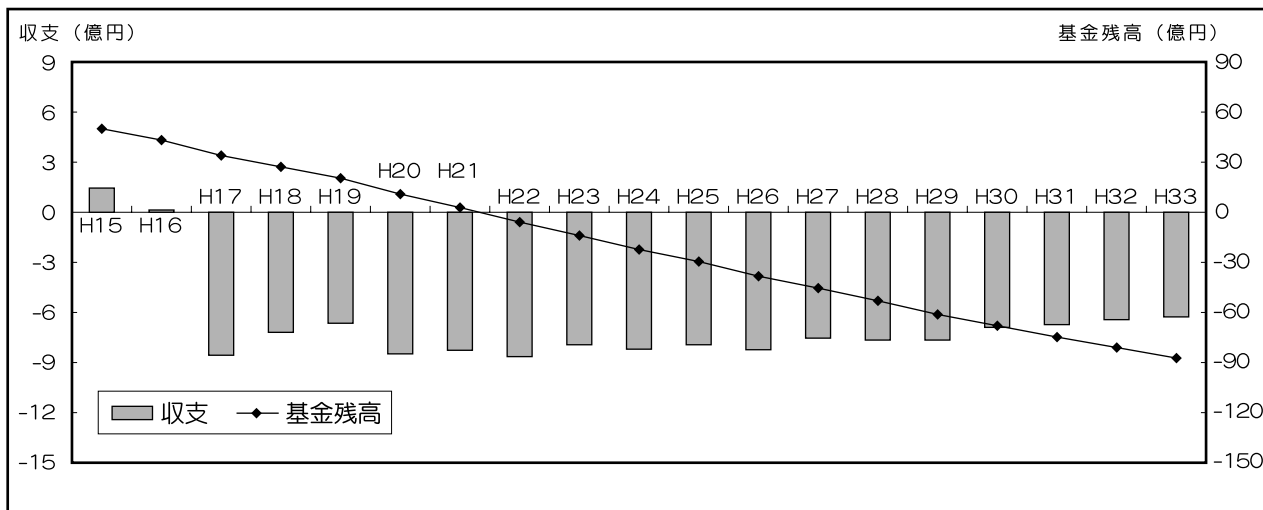
合併しなかった場合

財政シミュレーションの考え方

幕別町と忠類村が単独で財政運営した場合の財政シミュレーションでは、人件費の削減(定年退職者の7割を補充)を見込み、推計しています。

また、現時点での制度を基に将来予測を行い、現時点で内容が不明な制度改正などについては、考慮していませんので、今後予定される国の三位一体改革などによっては、推計結果と違いが生じる場合があります。

合併しなかった場合（2町村単独の合計）



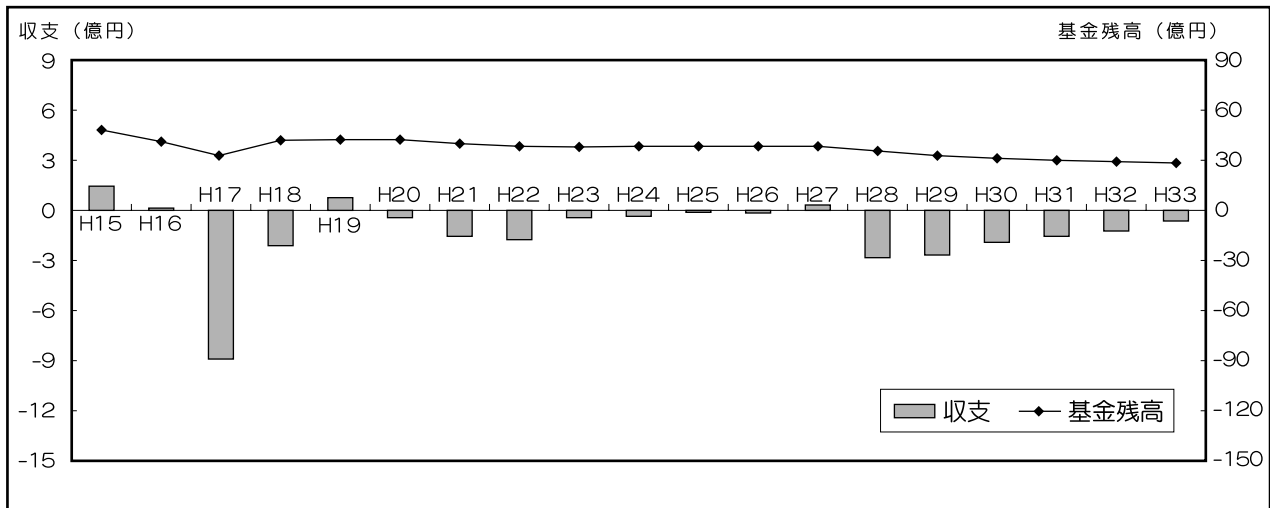
左のグラフは、幕別町と忠類村が単独で財政運営した場合の推計結果、上のグラフは、合併しなかった場合（2町村単独の合計）の推計結果です。

幕別町では、平成17年度から単年度収支（1年間の歳入と歳出の差額）がマイナスになり、平成15年度に33億円あった基金（町の貯金）が平成22年度で底をつき、忠類村は平成17年度から単年度収支がマイナスになり、平成23年度で基金が底をつくこととなります。

財政シミュレーションの考え方

幕別町と忠類村が単独で財政運営した場合の財政シミュレーションを基本に、合併することによる人件費の削減や国の財政支援措置などのプラス効果のほか、合併することによる臨時的な経費や合併後11年目以降段階的に削減される普通交付税のマイナス効果を見込み、推計しています。

合併した場合（新町）



合併した場合、平成17年度の基金残高は33億7,500万円、わずかずつ減少していくものの、平成33年度には28億6,700万円の残高となっています。

また、単年度収支は平成19年度と平成27年度を除き、毎年度赤字という推計になっていますが、合併後も引き続き行財政改革を行うとともに、投資的経費(各種事業)などの削減を行うことにより、単年度収支の赤字を解消することは十分可能です。

なお、合併しなかった場合と合併した場合の平成33年度の基金残高の差は、114億4,500万円という推計結果になっており、この額が合併した場合の財政的な効果となります。

合併による効果

歳入

(単位:万円)

区 分		金 額	
合併効果	合併補助金(国)	21,000	
	普通交付税	合併補正	23,000
		算定替及び一本算定による影響額	47,200
	特別交付税	40,800	
	基金利息の運用	8,800	
	合併特例債基金造成分影響額	71,400	
	合併特例債の振替効果	285,600	
合 計		403,400	

国の財政支援措置

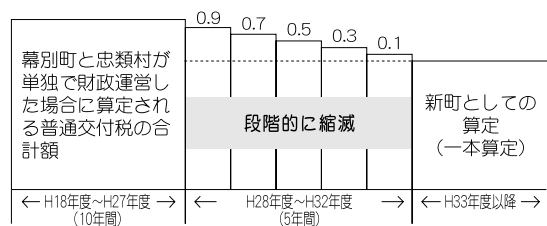
普通交付税

(合併補正)

住民サービスの水準等の調整などに必要となる臨時的経費について、普通交付税に包括的に措置されます。

(合併算定替)

合併後の財政運営が円滑に図られるよう、10年間は、旧町村ごとに算定した額の合算額を下回らないよう保障されており、さらにその後5年間は、合算額と新町としての算定した額の差を段階的に縮減する激変緩和措置が講じられます。



合併効果

114億4,500万円

(H17年度~H33年度)

歳入の40億3,400万円と歳出の74億1,100万円の合計114億4,500万円が合併による効果額です。

歳出

(単位:万円)

区 分		金 額	
削減効果	人件費	一般職	45,700
		特別職	69,200
		議員・委員	38,800
	物件費	339,700	
	補助費等	247,400	
	普通建設事業費	45,000	
	小 計	785,800	
合併経費	物件費	9,100	
	補助費等	1,000	
	普通建設事業費	34,600	
	小 計	44,700	
合 計		741,100	

削減効果

人件費

(一般職)

定年退職者数に対し、新規採用者数を抑制することにより、順次職員数の削減が見込まれます。

新町の目標職員数を類似団体修正値から算出した235人に設定し、平成25年度に目標を達成すると仮定して算出しています。

H16年4月1日現在		新町の目標職員数	
幕別町	216人	本 庁	208人
忠類村	57人	総合支所	27人
計	273人	計	235人

※実際には、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図ります。

合併特例債 (基金造成分)

地域住民の連帯強化や地域の振興を目的とする基金の造成について、合併特例債を活用することができます。

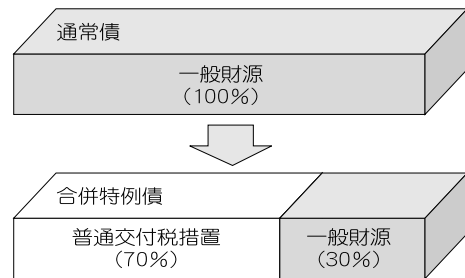
財政シミュレーションに見込んだ発行額
10億7,300万円

(事業分)

新町建設計画に基づいて行う公共事業などについて、合併特例債を活用することができます。

財政シミュレーションに見込んだ発行額
10年間で56億6,900万円

通常債と合併特例債の財政負担の違い



交付税措置のない通常債に代わり、合併特例債を活用することで、その償還金に普通交付税が措置されます。このことから、一般財源による負担が軽減され、住民サービスへの充当や住民負担の上昇を抑制することができます。

合併補助金(国)

新町建設計画に位置づけられた地域内の交流や連携などのために必要な事業について、補助金が交付されます。

特別交付税

合併を機に行う新たなまちづくりや公共料金の格差是正などに要する経費について、特別交付税により包括的に措置されます。

(特別職)

特別職は、2町村合わせて現在7人ですが、合併時は5人となり、合併後5年目には4人となります。

H16年4月1日現在		→	合併後5年目以降	
幕別町	4人		町長	1人
忠類村	3人	助役	1人	
計	7人	収入役	1人	
		教育長	1人	
		計	4人	

(議会議員)

議会議員は、平成19年4月まで2町村の議員は在任しますが、その後の議員定数は20人となります。

H16年4月1日現在		→	H19年5月以降	
幕別町	22人		新町	20人
忠類村	9人			
計	31人			

その他の削減効果

1つの町になることで、物件費や補助費などの経常的な経費を効率的に削減することができます。

合併経費

合併することにより、電算システムの統合、印刷物や看板改修などの臨時的な経費が必要となります。

合併の方式

幕別町に忠類村を編入する編入合併とします。

合併の期日

平成18年2月6日とします。

新町の名称

幕別町とします。

新町の事務所の位置

現幕別町役場の位置とし、忠類村役場の現庁舎を総合支所とします。
 ※ 総合支所は、忠類村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、住民サービスを提供する総合行政機関とするとともに、地域の拠点として、所管区域を対象とした地域振興策及び新町建設計画に盛り込まれた施策の推進を所掌します。

財産及び債務

忠類村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぎます。新町において設置する一般会計に属する基金は、財政調整基金、減債基金、土地開発基金及びまちづくり基金(仮称)に整理統合します。

財産及び債務の状況

		幕別町		忠類村	
財産	債権	969,957 千円	債権	18,760 千円	
	基金等	3,621,015 千円	基金等	1,828,488 千円	
債務	地方債残高	34,150,436 千円	地方債残高	4,895,784 千円	
	債務負担行為	2,405,186 千円	債務負担行為	1,009,572 千円	

(平成15年度末現在)

議会議員・農業委員会委員・特別職

議会議員

忠類村の議会議員は、平成19年4月30日までの間、新町の議員として在任します。また、合併後最初の一般選挙においては、定数を20人とし、幕別町18人、忠類村2人を定数とする選挙区を設けます。

	幕別町	忠類村		新町（平成19年5月1日～）	
法定定数	26人	12人		26人	26人
条例定数	22人	10人		20人	20人
現議員数	22人	9人		幕別町18人 忠類村2人	
任期	H15.5.1～ H19.4.30	H13.9.10～ H17.9.9		H19.5.1～H23.4.30	H23.5.1～ H27.4.30

農業委員会委員

2つの農業委員会がそれぞれ存続し、平成20年7月に執行される選挙期日までを目途に1つの農業委員会となるよう調整します。なお、1つの農業委員会とする時には、合併前の町村の区域ごとに選挙区を設置し、その定数については、新町において調整します。

	幕別町	忠類村
選挙委員	13人	10人
選任委員	7人	4人
合計	20人	14人
任期	H14.7.20～H17.7.19	

特別職

1任期（4年間）に相当する期間に限り、忠類地域を担当する助役を置きます。

忠類村の常勤の特別職の身分の取扱いは、2町村の長が別に協議して定めます。

その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等は、2町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として幕別町の例により、合併時に統合するものとし、2町村で独自に設置されているものについては、合併時まで調整します。

住民自治充実

地域住民の意向を行政に反映させ、住民と行政の協働を基調とするまちづくりを推進するため、新町の区域を分けた区域を単位とし、『地域住民会議（仮称）』を設置することができることとします。

行政区・町名

行政区・町内会

行政区の区域は、現行のとおりとし、忠類地域内の行政区の名称は、「忠類」を冠します。

	現 行
忠 類 村	栄町
	幸町
	本町
	〳
	豊成 晩成



	新町（合併時）
幕 別 町	忠類栄町
	忠類幸町
	忠類本町
	〳
	忠類豊成 忠類晩成

町・字の区域、名称

幕別町の町・字の区域及び名称は、現行のとおりですが、忠類村については字を削除し、名称は次のとおりとします。

	現 行	
忠 類 村	字忠類	○番地
	字元忠類	○番地
	字日和	○番地
	字西当	○番地
	字協徳	○番地
	字朝日	○番地
	字公親	○番地
	字共栄	○番地
	字東宝	○番地
	字幌内	○番地
	字明和	○番地
	字新生	○番地
	字中当	○番地
	字古里	○番地
	字晩成	○番地



	新町（合併時）	
幕 別 町	忠類栄町	○番地
	忠類幸町	○番地
	忠類本町	○番地
	忠類錦町	○番地
	忠類白銀町	○番地
	忠類幸町	100 + ○番地 (幸町区の 18 筆)
	忠類本町	○番地 (本町区の 93 筆)
	忠類元忠類	○番地
	忠類日和	○番地
	忠類西当	○番地
	忠類協徳	○番地
	忠類朝日	○番地
	忠類公親	○番地
	忠類共栄	○番地
	忠類東宝	○番地
	忠類幌内	○番地
忠類明和	○番地	
忠類新生	○番地	
忠類中当	○番地	
忠類古里	○番地	
忠類晩成	○番地	

地方税

2町村の税制で、違いがないものは現行のとおり新町に引き継ぎますが、個人町民税、固定資産税及び軽自動車税の納期並びに入湯税に違いがありますので、幕別町の例により、合併時に統合します。

個人町民税、固定資産税及び軽自動車税の納期

税目	忠類村	新町（合併時）
個人町村民税	6月 1日～30日	6月 16日～30日
	8月 1日～31日	8月 16日～31日
固定資産税	9月 1日～30日	10月 16日～31日
	11月 1日～30日	12月 1日～25日
軽自動車税	5月 1日～31日	6月 16日～30日

入湯税

	忠類村	新町（合併時）
税率	一般入湯客 宿泊 150円 日帰り 70円	一般入湯客 宿泊 150円 日帰り 70円 修学旅行の学生生徒 宿泊 100円 日帰り 50円 湯治客 100円 (療養のため7日以上宿泊する者)
課税免除	①12歳未満の者 ②共同浴場または公衆浴場に入湯する者 ③村長が、特に必要と認めた者	①12歳未満の者 ②共同浴場または一般公衆浴場に入湯する者 ③保健衛生上の見地から単に入湯する者 ④前各号に定める者のほか特別な事由があると認めた者

国民健康保険税

国民健康保険税

幕別町の税率を基準に、急激な負担増とならないよう一般会計からの繰入れを考慮しつつ段階的に調整し、平成23年度に統一します。

現行税率

	幕別町		忠類村	
	医療保険分	介護保険分	医療保険分	介護保険分
所得割	8.5%	0.40%	3.7%	0.37%
資産割	10.0%	4.0%	30.0%	3.0%
均等割	30,000円	5,500円	24,000円	5,800円
平等割	36,000円	3,500円	31,000円	4,900円

収入別試算モデル

(単位:円)

A 年金収入 200 万円			
2人世帯 主 66 歳、妻 63 歳 世帯主 年金 60 万円 固定資産税額 5 万円			
	医療保険分	介護保険分	合計
幕別町	75,900	4,500	80,400
忠類村	64,400	5,300	69,700
B 給与収入 300 万円			
4人世帯 主 35 歳、妻 33 歳、子供 8 歳、6 歳 世帯主 給与 192 万円 固定資産税額 0 万円			
	医療保険分	介護保険分	合計
幕別町	291,100	—	291,100
忠類村	185,800	—	185,800
C 事業所得 500 万円、給与収入 240 万円			
4人世帯 主 50 歳、妻 45 歳、子供 20 歳、17 歳 世帯主 事業 500 万円、妻 給与 150 万円 固定資産税額 25 万円			
	医療保険分	介護保険分	合計
幕別町	530,000	47,800	577,800
忠類村	418,000	45,600	463,600

※Aは、5割の軽減税率が適用されます。

Bは、世帯全員が40歳以下のため、介護保険分は賦課されません。

Cは、幕別町の医療保険分は、限度額を超えるため530,000円となります。

納期は、平成18年度から8期制とします。

幕別町	忠類村	新町(H18年度)
6月16日～30日	7月1日～31日	6月16日～30日
8月16日～31日	10月1日～31日	7月16日～31日
9月16日～30日	12月1日～25日	8月16日～31日
10月16日～31日		9月16日～30日
11月16日～30日		10月16日～31日
12月1日～25日		11月16日～30日
		12月1日～25日
		翌年1月16日～31日

水道

幕別町の上水道料金は、現行のとおりとします。忠類地域の簡易水道料金は、幕別町の簡易水道料金を基準に段階的に調整し、平成 22 年度に統一します。

一般用の簡易水道料金(14m³使用した場合)

幕別町	忠類村
3,255	1,970



(月額 単位:円)

新町 (H22 年度)
3,255

営農用の簡易水道料金(150m³使用した場合)

幕別町	忠類村
20,339	21,010



(月額 単位:円)

新町 (H20 年度)
20,339

忠類地域簡易水道料金の経過措置

合併時～H19 年度			営業用と 営農用を統一	H20 年度～H21 年度			H22 年度～	
用途	基本料金	超過料金		用途	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金
一般用	1,130 (8m ³ まで)	140 (1m ³ 当たり)	一般用	399	157 (1m ³ 当たり)	399	204 (1m ³ 当たり)	
営業用	3,090 (20m ³ まで)		営業 (農)用	399	204 (20m ³ まで)	399	204 (20m ³ まで)	
団体用	2,880 (20m ³ まで)				122 (21m ³ から)		122 (21m ³ から)	
営農用	1,130 (8m ³ まで)		団体用	1,837	168 (1m ³ 当たり)	1,837	204 (1m ³ 当たり)	

下水道

下水道使用料は、平成 18 年度に統一します。

一般用の下水道料金(14m³使用した場合)

幕別町	忠類村
1,709	2,140



(月額 単位:円)

新町 (H18 年度)
1,960

忠類地域の個別排水処理施設使用料は、幕別町の例により段階的に調整し、平成 20 年度に統一します。

忠類地域の使用料の額の経過措置

	現行	経過措置 (月額 単位:円)		
		H18 年度	H19 年度	H20 年度～
5 人槽	2,560	2,600	2,600	2,600
7 人槽		2,900	3,200	3,200
10 人槽		3,100	3,700	4,200

使用料・手数料

使用料・手数料

主な使用料及び手数料は次のとおり合併時に統一します。施設使用料などの使用料については、住民負担に配慮するとともに、負担公平の原則から、適正な料金及び減免のあり方について新町において引き続き検討します。

葬斎場(火葬場)使用料

(単位:円)

忠類村 村民無料	➔	新町(合併時)	
		町内	町外
		6歳未満	3,000 / 4,500
		6歳以上 15歳未満	6,000 / 9,000
		15歳以上	8,000 / 12,000

牧場使用料

(単位:円)

	月齢区分	幕別町	忠類村	➔	月齢区分	新町(合併時)	
						町内	町外
乳用雌牛	6カ月以上 12カ月未満	170	240		乳用雌牛	230	250
肉用雌牛	12カ月以上 18カ月未満	200					
	18カ月以上	230					
農用雌馬	当歳馬	90			農用雌馬	12カ月未満	90 / 100
仔馬	2歳馬	180			仔馬	12カ月以上	230 / 250
	成馬	230			捕獲料	2,000	
捕獲料		2,000	2,000		捕獲料	2,000	

各種手数料

(単位:円)

		幕別町	忠類村	➔	新町(合併時)	
					1年度、1税目	150
納税証明	1年度、1税目	150	1税目 250		1年度、1税目	150
現況証明手数料		1筆 600	1筆 250			1筆 600
農業経営基盤強化促進事業に関する嘱託登記手数料		1件 5,000	無料			1件 5,000

ごみ処理手数料

ごみ処理手数料は、幕別町の例により平成23年度までに統一します。

	忠類村		➔	新町	
可燃ごみ	10 袋	20円		20 袋	60円
不燃ごみ	20 袋	30円		30 袋	90円
	30 袋	50円		40 袋	120円
	45 袋	70円			
大型ごみ	45 袋(70円)を貼る			ごみ処理券(1枚 100円)を貼る	
				10kgまで	100円
				30kgまで	200円
				50kgまで	400円
				100kgまで	600円

※幕別町は、H17.4.1から 10 袋 30円を新設予定

忠類村の減免制度は、合併時に廃止します。

減免対象	減免内容
満2歳未満の新生児世帯	可燃ごみ20 袋 年間120枚分を免除
在宅の寝たきり高齢者	可燃ごみ30 袋 年間 80枚分を免除

医療費助成

重度心身障害者医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業及び乳幼児医療費助成事業は、幕別町の例により、平成18年10月1日に統合します。

重度心身障害者医療費助成事業(自己負担額)

	忠類村		新町(平成18年10月1日)
3歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合	入院時の食事の標準負担額等	➔	初診時一部負担金、入院時の食事の標準負担額等
市町村民税課税世帯に属する場合	医療に要する費用の額の1割相当額、入院時の食事の標準負担額等		忠類村と同一

ひとり親家庭等医療費助成事業(自己負担額)

	忠類村		新町(平成18年10月1日)
3歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合	入院時の食事の標準負担額等	➔	初診時一部負担金、入院時の食事の標準負担額等
市町村民税課税世帯に属する場合	医療に要する費用の額の1割相当額、入院時の食事の標準負担額等		忠類村と同一

乳幼児医療費助成事業(自己負担額)

	忠類村		新町(平成18年10月1日)
3歳未満及び市町村民税非課税世帯に属する場合	入院時の食事の標準負担額等	➔	忠類村と同一
市町村民税課税世帯に属する場合	入院時の食事の標準負担額等		医療に要する費用の額の1割相当額、入院時の食事の標準負担額等

健康教育

現在実施している事業に加え、幕別町、忠類村で独自に行っている事業も、新町に拡大して実施します。

○新町に拡大して実施される主なもの

	内 容	備 考
高齢者教室	対象者＝65歳以上の虚弱者 幕別北コミセン 年8回 若草町近隣センター 年8回 ふれあいセンター福寿 年8回	幕別町の事業を 新町に拡大
転倒予防教室	対象者＝40歳以上 札内福祉センター } 年6回 幕別町保健福祉センター } ふれあいセンター福寿 年6回	幕別町の事業を 新町に拡大
骨粗鬆症予防教室	対象者＝50歳～60歳代の女性 幕別町保健福祉センター 年2回 ふれあいセンター福寿 年2回	忠類村の事業を 新町に拡大

健康診査

健康診査及び次のページの検診の対象者については、原則として、老人保健法に定められている対象年齢の40歳以上とし、個人負担の額については、医療費の個人負担の額と同等の委託料の3割負担、70歳以上は1割負担を基本としました。

(単位:円)

	幕別町	忠類村	新町(合併時)
基本健康診査	35歳以上 1,500 〔無料〕	35歳以上 1,250 (忠類診療所のみ無料)	40歳以上 1,300 〔400〕
人間ドック	35歳以上 31,500	35歳以上 一般住民 24,500 農協組合員等 20,300	40歳以上 24,750 農協組合員は、帯広厚 生病院のみ 18,450
脳ドック	35歳以上 帯広厚生病院・帯広第一病院 18,000 帯広協会病院・北斗病院 17,000		40歳以上 帯広厚生病院・帯広第一病院 15,000 帯広協会病院・北斗病院 14,000
成人歯科健康診査	20歳以上及び妊婦 600 〔300〕		20歳以上及び妊婦 900 〔300〕

※〔 〕は70歳以上の個人負担額

※生活保護世帯は、人間ドック及び脳ドックのみ有料

検診

(単位:円)

	幕別町	忠類村	新町(合併時)
肺がん	40歳以上 無料	35歳以上 胸部×線検査 500 喀痰細胞診検査 900 〔無料〕	40歳以上 胸部×線検査 400 〔100〕 喀痰細胞診検査 800 〔200〕
胃がん	35歳以上 胃バリウム検査 1,700 〔無料〕	35歳以上 胃バリウム検査 1,700 〔無料〕	40歳以上 胃バリウム検査 1,500 〔500〕
大腸がん	35歳以上 便潜血検査 500	35歳以上 便潜血検査 800 〔無料〕	40歳以上 便潜血検査 700 〔200〕
子宮がん	30歳以上 頸部がん検診 1,300 体部がん検診 700 超音波検診 500 〔無料〕	30歳以上 頸部がん検診 1,700 体部がん検診 800 超音波検診 500 〔無料〕	20歳以上(隔年) 頸部がん検診 集団 1,500 個人 2,000 〔集団 500 個人 600〕 体部がん検診 集団 700 個人 1,300 〔集団 200円 個人 400〕 超音波検診 100円 〔無料〕
乳がん	30歳以上 視触診 700 マンモグラフィー 800 〔無料〕	30歳以上 視触診 1,000 マンモグラフィー 800 〔無料〕	40歳以上(隔年) マンモグラフィー 40歳～49歳 1,900 50歳～69歳 1,600 〔500〕
骨粗鬆症	30歳以上 1,000	35歳～69歳 600	40歳～69歳 500
結核	19歳以上 無料	15歳以上 無料	65歳以上 無料
肝炎ウィルス	基本健康診査受診者の希望者 HCV抗体検査 600	基本健康診査受診者の40,45,50,55,60,65,70歳の希望者 HCV抗体検査 500 HCV抗原検査 500 核酸増幅検査 2,000 〔無料〕	40歳～69歳の基本健康診査受診者の希望者 HCV抗体検査 400 HCV抗原検査 500 核酸増幅検査 1,700
エキソソーム症	小学3年生以上 16歳～69歳 300 (小学3年生、中学2年生、70歳以上無料)	小学3年生以上 無料	小学3年生以上 200 (小学3年生、中学2年生は無料)

※〔 〕は70歳以上の個人負担額

※生活保護世帯無料(新町)

福祉

敬老祝金等

敬老祝金は平成21年度に、米寿祝金は平成20年度に、長寿祝金は合併時に統一します。

敬老祝金

対象	9月15日現在町内に1年以上在住し、その年の1月1日から12月31日の間に80歳に達する者
支給額	15,000円

米寿祝金

対象	9月15日現在町内に1年以上在住し、その年の1月1日から12月31日の間に88歳に達する者
支給額	20,000円

長寿祝金

対象	誕生日現在町内に1年以上在住し、100歳に達する者
支給額	50,000円と10,000円相当の記念品

忠類地域については、段階的に調整します。

	H18年度	H19年度	H20年度
敬老祝金	75歳以上 15,000円	75歳以上 10,000円	75歳以上 5,000円
米寿祝金	T7.9.2 ~ T8.12.31 までに生まれた者 40,000円	88歳の者 30,000円	88歳の者 20,000円

し尿汲取料及び上下水道使用料等助成

段階的に調整し、平成21年3月31日をもって廃止します。

忠類村の経過措置

(月額 単位:円)

対象	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯 村民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯のうち <ul style="list-style-type: none"> ①重度心身障害者在宅世帯 ②母子・父子世帯 ③65歳以上のひとり暮らし高齢者 ④世帯全員が70歳以上の高齢世帯 				
助成額	現行		H18年度	H19年度	H20年度
	汲取料	全額	現行の75% 助成	現行の50% 助成	現行の25% 助成
	水道料	生活保護世帯 570 その他の世帯 230			
	下水道料	生活保護世帯 650 その他の世帯 260			
個別排水使用料	260				

(10円未満の端数切り捨て)

温泉敬老入浴

無料入浴券の給付枚数を平成 20 年度まで段階的に調整し、平成 21 年度から新たな手法により事業を実施します。

忠類地域の温泉無料入浴券給付枚数

	現行		H18 年度	H19 年度	H20 年度	
給付枚数	40 枚	➔	給付枚数	30 枚	20 枚	10 枚

温泉入浴割引

合併時に廃止しますが、十勝幕別温泉ホテル緑館で実施しているサービスを参考に、アルコ 236 においても割引サービスを実施できるよう協力を要請します。

十勝幕別温泉ホテル緑館の町民割引サービス

内容	町内全世帯に割引カードを交付し、このカードを提示することにより、大人800円（子供300円）のところ大人500円（子供200円）で入浴できる。
----	---

訪問給食サービス

幕別町の例により合併時に統合し、実施回数は新町において調整します。昼食交流会は、生きがい活動支援通所事業の一環として行い、おせち料理は、合併時に廃止します。

	忠 類 村		新町（合併時）
対象	65 歳以上のひとり暮らし高齢者 65 歳以上の夫婦世帯で何らかの 援護を必要とする世帯等	➔	65 歳以上のひとり 暮らし高齢者、高齢 世帯に属する者
実施回数 利用者負担	①宅配サービス 週 4 回を限度に夕食(400 円 / 食) ②昼食交流会 4 ~ 12 月に月 1 回(400 円 / 食) ③おせち料理 12 月 31 日（年 1 回 2,000 円）		宅配サービス 月曜～土曜の 昼食、夕食 400 円 / 食 （遠距離配達加算 料 200 円）

生きがい活動支援

幕別町の事業を新町に拡大して実施します。

事業内容	陶芸教室	4 回 / 月
	いきいきエンジョイ教室	2 回 / 月
利用者負担	無料（原材料等は実費負担）	

寝具乾燥サービス

幕別町の例により合併時に統合します。

	忠 類 村
対象	65 歳以上のひとり暮らし高齢者 65 歳以上の夫婦世帯で何らかの 援護を必要とする世帯等
利用者負担	1 回につき、1 人当たり 5,000 円 を超えた分は実費徴収



	新町（合併時）
対象	65 歳以上のひとり 暮らし高齢者、高齢 世帯に属する者等
利用者負担	無料 （1 回につき、1 人 当たり寝具 4 枚まで）

高齢者訪問サービス

幕別町の例により合併時に統合し、友愛訪問事業は、合併時に廃止します。

	忠 類 村
対象	65 歳以上のひとり暮らし高齢者 65 歳以上の夫婦世帯で何らかの 援護を必要とする世帯
訪問頻度	乳製品等を持って、週 6 回を限 度に訪問



	新町（合併時）
対象	65 歳以上のひとり 暮らし高齢者
訪問頻度	2 週間に 1 度を限 度に訪問

外出支援サービス

幕別町の事業を新町に拡大して実施します。

対象	身体障害者手帳 1 級または 2 級の下肢障害者及び体幹障害者、 65 歳以上の身体虚弱者等
利用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅から管内医療機関への通院、退院及び機能回復訓練 ・公的機関または福祉団体が実施する行事への参加 ・町内または帯広への買い物等の社会参加

徘徊高齢者家族支援

幕別町の事業を新町に拡大して実施します。

事業内容	人工衛星及び携帯電話の電波を併用したシステムにより、徘徊 高齢者の居場所を確認することができる携帯型の電波発信器を 貸与する。
利用者負担	現場急行料 10,000 円 / 回

交通費助成

幕別町の例により、合併時に統合します。

心身障害児通所交通費等助成事業

忠 類 村	新町（合併時）
鉄道及びバス：2分の1	鉄道及びバス：実費分 自家用車：10円/km 町外の小中学校及び義務教育諸学校への通所：月額 10,000円限度

特定疾患患者等通院交通費助成事業

	忠 類 村	新町（合併時）
対象	十勝管内の医療機関に通院する本人または保護者で、前年の所得税非課税世帯に属する者	特定疾患の治療のため医療機関に通院し、医療の給付を受けている者及び介護者
助成額	鉄道及びバス：2分の1	鉄道及びバス：実費分 自家用車：10円/km 航空運賃：2分の1（道外）

精神障害回復者施設通所交通費助成事業

忠 類 村	新町（合併時）
鉄道及びバス：実費	鉄道及びバス：実費分 自家用車：10円/km

じん臓機能障害者通院交通費助成事業

新町（合併時）
鉄道及びバス：実費分 自家用車：10円/km タクシー：実費の2分の1

重度心身障害児家庭見舞金

幕別町の事業を新町に拡大して実施します。

支給対象	引き続き3か月以上居宅において身体の機能の障害もしくは精神の障害等により、常時保護者等の介護を要する18歳未満の者で、同一状態が6か月以上に及ぶと認められる重度心身障害児のいる家庭
支給額	月額5,000円

身体障害者 デイサービス

幕別町の事業を新町に拡大して実施します。

事業内容	①基本事業（生活指導、日常動作訓練、養護、家族介護教室、健康チェック） ②入浴サービス、③給食サービス、④送迎サービス、 ⑤通所入浴サービス、⑥訪問入浴サービス
対象	身体障害者手帳 1 級または 2 級の在宅身体障害者
自己負担	1 回 500 円 (食事加算 420 円、入浴加算 410 円、送迎加算片道 550 円)

遺児援護金給付金

幕別町の事業を新町に拡大して実施します。

対象	生計中心者を失った遺児を扶養する者、または扶養する者がない場合は、その遺児
金額	年 36,000 円

介護用品等給付

幕別町の事業を新町に拡大して実施します。

事業内容	町内販売店で購入した介護用品代を 1 カ月 5,000 円を限度に支給
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護 4 または 5 と判定された者で、常時介護用品等の使用が必要と認められる者 ・痴呆等により、常時介護用品等の使用が必要と認められている者

介護保険

介護保険料は、次期計画に基づき、平成 18 年度に統一します。
忠類村の介護保険料減免制度は、合併時に廃止します。

1 号被保険者の介護保険料基準月額

幕別町	忠類村
2,950 円	2,934 円



新町 (H18 年度)
新たに算定

学校給食

現行のとおり新町に引き継ぎます。給食費及び給食形態は、新町において調整します。

	幕別町	忠類村
給食費	小学校 194円/食 中学校 235円/食	小学校 200円/食 中学校 238円/食
給食形態	パン給食 2回 麺給食 1回 米飯給食 2回 ※最終週はパン給食1回、米飯給食3回	パン給食 1回 麺給食 1回 米飯給食 3回

成人式

新町において調整します。

	幕別町	忠類村
開催日	成人の日の前日	1月2日
開催場所	幕別町民会館	忠類村コミュニティセンター
その他	記念品	記念品及び集合写真

図書館

幕別町図書館を本館とし、札内分館及び忠類村の図書室をそれぞれ分館とします。

	幕別町	忠類村	新町（合併時）
開館時間	10時～18時 札内分館は木曜日20時まで	10時～21時	幕別本館 10時～18時 札内分館 10時～18時 (札内分館は木曜日20時まで) 忠類分館 10時～21時
休館日	毎週火曜日、毎月末日、年末年始、特別図書整理日	毎週月曜日、年末年始	毎週火曜日、毎月末日、年末年始、特別図書整理日
貸出返却	個人：5冊、14日以内 団体：100冊、2カ月以内	個人：5冊、10日以内 団体：規定なし	個人：5冊、14日以内 団体：100冊、2カ月以内

国内外研修派遣

幕別町の事業を新町に拡大して実施します。

内容	中学生海外研修派遣事業	派遣先	オーストラリアキャンベラ市
		派遣人員	研修生 14名
		派遣期間	11日間
内容	中学生国内研修派遣事業	派遣先	神奈川県開成町
		派遣人員	研修生 6名
		派遣期間	4泊5日

産業

農業ゆとりみらい 総合資金貸付

幕別町の事業を新町に拡大して実施します。

貸付対象	農業経営に必要な事業に係る資金
対象	農業団体等
限度額	5,000 万円
償還期限	最大 15 年
貸付利率	無利子～ 1.05%（H 16 年度実績）

※貸付利率は、毎年 3 月 1 日現在の農業経営基盤強化資金の金利から保証料相当分を控除し、翌年度の利率を設定しています。

中小企業融資

合併時に次のとおり再編します。

	幕別町	忠類村	新町（合併時）
対象	町内に同一事業を 引き続き 1 年以上 営む者	村内に事業所を有 し、同一事業を 1 年以上営む者	町内に同一事業を 引き続き 1 年以上 営む者
資金の 種類及 び貸付 条件	①運転資金 500 万円以内 5 年以内 ②設備資金 2,000 万円以内 10 年以内 ③近代化資金 3,000 万円以内 10 年以内	①運転資金 500 万円以内 5 年以内 ②設備資金 500 万円以内 5 年以内	①運転資金 500 万円以内 5 年以内 ②設備資金 3,000 万円以内 15 年以内 ③近代化資金 3,000 万円以内 15 年以内

※合併前に決定した融資は、新町に引き継ぎます。

勤労者対策

幕別町の事業を新町に拡大して実施します。

対象	町内に 1 年以上住所を有する勤労者で、町税等公共料金を滞納していない者
資金種類及び貸付条件	①一般資金 100 万円以内 5 年以内 ②教育資金 100 万円以内 5 年以内

慣行、広報・広聴、消防、防災、町営バス

慣行

幕別町の町章、町民憲章及び町歌を新町に引き継ぎます。忠類村の村章、村民憲章及び村歌は、地域において伝承します。
町の木、花及び鳥は、町民の一体感を醸成するため、新町において制定します。
幕別町の開町記念式を新町に引き継ぐものとし、忠類村の開村記念式は、記念式の趣旨を継承し、開催方法について新町において調整します。

広報・広聴

広報紙は、幕別町の例により合併時に統合し、総合支所が忠類地域内に発行する配布物は、総合支所が定めます。

消防

大樹消防署忠類支署は、幕別消防署忠類支署とし、忠類消防団は、東十勝消防事務組合に引き継ぎます。

防災

忠類村の防災行政無線は、現設備を新町に引き継ぎます。

町営バス

幕別地域と忠類地域を結ぶバスの運行形態について、新町において調整します。

説明会には、この資料と「新町まちづくり計画(ダイジェスト版)」をご持参のうえ、ご来場ください。

合併協議に関する住民説明会

幕別町の開催日程

開催日	開会時刻	説明会場	
2月	14日(月)	午後2時	札内東コミュニティセンター
		午後7時	幕別北コミュニティセンター
	15日(火)	午後2時	糠内コミュニティセンター
		午後7時	札内南コミュニティセンター
	16日(水)	午後2時	幕別南コミュニティセンター
		午後7時	札内北コミュニティセンター

忠類村の開催日程

開催日	開会時刻	説明会場	
2月	14日(月)	午後1時30分	コミュニティセンター
		午後7時	ふれあいセンター福寿
	15日(火)	午後1時30分	ふれあいセンター福寿
		午後1時30分	コミュニティセンター
	16日(水)	午後1時30分	コミュニティセンター
		午後7時	コミュニティセンター

主催 幕別町・忠類村合併協議会／幕別町／忠類村

編集／発行 幕別町・忠類村合併協議会

TEL 0155-55-3222 FAX 0155-54-5222

E-mail:maku- chu.gappei@north.hokkai.net

URL:<http://north.hokkai.net/maku-chu.gappei/>